「霧島市男女共同参画推進条例」の構成図

男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく
その個性と能力を十分に発揮できる霧島市（前文）

目的（第１条）

定義（第２条）

基本理念（第３条）

①男女の人権の尊重（第１号）
②社会における制度又は慣行の影響についての配慮（第２号）
③政策等の立案及び決定への共同参画（第３号）
④家庭生活における活動と他の活動の両立（第４号）
⑤男女の性と生殖についての理解（第５号）
⑥教育や学習の場における配慮（第６号）
⑦国際的協調（第７号）

①～④・⑦：国の基本法に準じた理念
⑤・⑥　　：市独自理念

責　務（第４条～第６条）

市　民（第5条）

市（第4条）

事業者（第6条）

連携・協力

教育の推進（第７条）

諮問

答申・意見

市が実施する基本的施策（第10条～第20条）

①推進体制の整備（第10条）
②男女共同参画基本計画の策定（第11条）
③施策の策定等に当たっての配慮（第12条）
④広報活動（第13条）
⑤情報の収集及び調査研究（第14条）
⑥実施状況の公表（第15条）
⑦附属機関等の委員の構成（第16条）
⑧市民への支援（第17条）
⑨事業者への支援等（第18条）
⑩防災の分野における男女共同参画の推進（第19条）
⑪相談及び苦情の処理（第20条）

禁止・留意規定（第８条・第９条）

- 性別による差別的取扱いの禁止
- セクシュアル・ハラスメントの禁止
- ドメスティック・バイオレンスの禁止
- 公衆に表示する情報に関する留意

市民等で構成する霧島市男女共同参画審議会
（第21条～第27条）

委任（第28条）